

WTO協定における無差別原則の明確化と変容 —近時の判例法の展開とその加盟国規制裁量に対する示唆—

川瀬剛志(上智大学/RIETI)

1 問題意識

(1) WTO法の無差別原則

- 最恵国待遇(MFN)原則/内国民待遇原則
- 非貿易的関心事項(環境・人権・文化等)に関する内国規制の適合性の問題を提起

(2) 無差別原則の外延を示す協定解釈の流れ

- WTO発足直後～2000年代初頭: 判断傾向は比較的安定
- 2010年代: 変化・発展の動き(TBT協定をめぐる4件の判断)
とくに事実上の(*de facto*)差別に関する無差別原則の明確化が進展

(3) 本報告の目的

- 昨今の無差別原則の明確化の動きを検証
- 加盟国の規制裁量に対する政策的示唆を評価

2 「同種の産品」概念再訪

(1) GATT第1条・第3条

- 同種の産品 (like products) の間での待遇平等を保証
- 同種性の判断要素: ①産品の物理的特性、②市場における消費者の認識、③最終用途、④関税分類を中心に、個別事案での関連要素をあわせて勘案

(2) 同種の産品の範囲

- 規定される文脈に従って伸縮
- GATT第3条第2項第1文: 同種の産品に関する待遇平等
- 同 第2文: 直接競争的・代替可能産品に関する待遇平等
⇒前者における「同種の産品」は、後者の部分集合 (“subset”) として狭く理解

2

(3) 加盟国の規制裁量への影響

- 第3条第2項第1文: 同種であれば「僅少な (*de minimis*)」税格差でも即違反
- 同第2文: 「国内生産に保護を与えるよう」(第3条第1項) な適用の有無を検討
⇒第1文の同種の産品の理解が狭いほど、加盟国には税格差を設ける裁量が残る

(4) 判例の展開

①日本・酒税事件パネル(1996)

- 同種の産品の認定: とりわけ物理的特性の共有が必要

②比・蒸留酒税事件上級委員会(2011)

- 物理的特性の異同: 産品の競争関係への影響がある範囲で問題になりうる

3

③ 評価

- 競争関係を強調した比・蒸留酒税事件上級委員会は第1文と第2文の区別を相対化？(cf: EC・アスベスト規制事件上級委員会)

⇒ 第3条第2項第1文: あくまで高い物理的特性の共有のある製品のみを含むはず

- But, maybe NOT ⇒ 第1文における同種の製品は「完全に代替可能(perfectly substitutable)」であれば、「同一(identical)」である必要なし、単に過度の物理的同一性の追究の不適切さを示しただけ

◇ 輸入蒸留酒と国産の指定原材料蒸留酒は「区別がつかない」⇒ 物理的特性に関する極めて高い類似性が同種性の決定要因

◇ 特に本件は比市場(=輸入国市場)で競争関係を評価⇒ 飲酒習慣、購買力、消費者保護・表示規制等から、「本物」指向なし、「ぱちもん」でも「完全に代替可能」

4

③ 評価 (続き)

- 上級委: 物理的特性の相当程度の共有を重視しつつ、共有の限界を競争関係への影響の有無によって見定めようとしている

- 第3条第2項第1文の範囲の拡大/同第2文の範囲の縮小による加盟国裁量の制約、ではない
- 日本・酒税事件パネルの修正というより、事案に応じた物理的特性の斟酌を明確化したもの

- 反対に第1文の同種の製品が一層狭く規定される可能性もあり

- 非産品関連 PPMs: 消費者がその差異に極めて敏感で、異なるPPMsによる製品が競争関係にない場合 ⇒ 物理的特性において「同一」でも、同種性が否定される可能性

5

3 GATTにおける待遇平等要件

3.1 GATT第3条第4項「不利でない待遇」

(1) GATT第3条第4項(内国民待遇)

- 国内の販売・購入・輸送・使用等に関する法令・要件
輸入品は、同種の国産品に対する待遇より「不利でない待遇」を許与される

(2) 「不利でない待遇」

- 単なる規制上の区別では不十分
- 区別が輸入製品の競争条件を歪曲

6

① 「対角線テスト(diagonal test)」から「総合的影響(aggregated effects)」テストへ

- 米国・1930年関税法337条事件GATTパネル(1989)
- 個別の輸入について同種の国産品との間で待遇の平等を例外なく要求

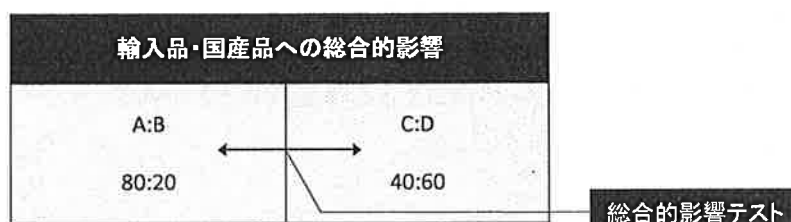
規制の悪影響	輸入品	国産品
なし	A 80	C 40
あり	B 20	D 60

同種の
産品

非対称テスト

7

- EC・アスベスト規制事件上級委員会(2001)
 - 国産品と輸入品を総体として比較
 - 有利な取り扱いを受ける産品が国産に偏在、または主に輸入産品に対する不利な取り扱いの立証を要求
 - 輸入品に不利な扱いが偏在する場合(「非対称な配分」)、国産品より不利とみなされる



8

② 正当な規制目的の斟酌の余地

- 輸入品への悪影響の偏在は、原産地に起因する場合のみ、正当な規制目的の結果たる差別は「不利でない待遇」要件に不適合ならず(ドミニカ共和国・タバコ事件上級委員会)
- 判例の揺れ:ドミニカ判断の否定?(タイ・タバコ関税事件、米国・丁字タバコ禁輸事件上級委員会)
- EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会(2014):規制目的の勘案を明確に否認
 - 「不利でない待遇」要件: 規制上の区別による輸入産品の競争条件悪化の有無が重要、それが「正当な規制上の区別」にのみ起因するものでないことを示す必要なし

9

③ 競争条件の悪化

(i) 「市場への影響」／悪影響の「程度」を評価する立場

- 韓国・牛肉関連措置事件上級委員会
 - 二重小売制度(輸入・国産牛肉の売り場区分義務付け)：店舗数で圧倒的に輸入牛肉の販売機会の逸失につながっていることを実証

(ii) 規制上の区別で足る(定量的分析は不要)とする立場

- タイ・タバコ関税および税制措置事件上級委員会
 - 措置の「設計、構造、期待される運用」の検討を含む措置の精査が出发点
 - 実際の影響、悪影響の蓋然性は重視しない

10

(iii) 評価

- 学説：GATT第3条第2項と同第4項の規律の齟齬を懸念(Davey & Muskus (2014))
 - 第3条第2項第2文：税制上の「僅少な」待遇格差＋保護主義の客観的意図(第3条第1項)＝違反
 - 第3条第4項：規制上の「僅少な」待遇格差＝違反(※第1項に言及なし)
- ⇔ but 実際には、第3条第4項の解釈でも、制度設計の検討で保護主義的意図を把握
 - 第4項でも第1項類似のテストで制度設計を検討(“the design, the architecture, and the revealing structure”)(タイ・関税および税制措置事件)
 - 第3条第1項が同第4項に意味を与え(“inform”)、第4項は第1項の原則の表象(“expression”)(EC・バナナ輸入制度事件上級委員会)

11

3.2 GATT第1条第1項「即時かつ無条件」

(1) GATT第1条第1項

- 他の加盟国の同種の産品に対する利益等の「即時かつ無条件」の許与

(2) 「即時かつ無条件」の解釈

① 伝統的見解

- ベルギー・家族手当事件作業部会
 - 利益等の許与に産品の特性以外の条件を付することは一律禁止

② 批判的見解

- カナダ・自動車関連措置事件パネル
 - 条件が原産地別の差別を構成するときに限り当該要件に違反

12

③ EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会

- 第1条第1項：競争条件に悪影響を与える差別を禁止、伝統的な見解を明確に否定
- 原産地差別を要求と理解：第3条第4項の「不利でない待遇」要件と平仄を合わせた解釈を展開（競争への悪影響、規制目的の無視）
 - 第3条第4項：国産品・輸入品の総体の中で総合的影響を検討（EC・アスベスト規制事件上級委員会：総合的影響テスト）
 - ∴ 第1条第1項：特定国原産の輸入品・それ以外の輸入品の総体の中で検討（本件上級委員会：「いかなる加盟国（any Member）からの同種の輸入品」につき競争機会に悪影響を与える条件は禁止）

13

④ 原産地別差別の認定方法

- EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会:アザラシ規制の「設計、構造、および期待される運用」を検討したパネル支持
 - 措置の制度設計から必然的に競争条件の有利・不利が生じるかを検討、これも第3条第4項と同じ

14

4 差別待遇に対するGATT第20条の適用

4.1 差別待遇は「措置」か「適用」か

(1) GATT第20条

- 各号: 当該措置自体の適合性を審査
- 柱書: 当該措置の適用方法の適合性を審査

(2) 解釈上の論点

- 何が措置で何が差別か? そもそも区別可能か?
- GATT第1条・第3条の無差別原則違反の認定を受けた差別待遇
 - GATT第20条柱書の適合性 ⇒ 差別の適否を改めて審査
 - GATT第20条各号の該当性 ⇒ 問題の措置全体ではなく、無差別原則違反を認定された「側面」を具体的に審査 = 「差別」は、柱書でも各号でも審査対象となりうる

15

(3) 上級委員会の判断

- 米国・ガソリン精製基準事件
 - 「不利な待遇」、「差別」は各号に照らした評価の際の要素にならない
- タイ・関税および税制措置事件
 - 「待遇」、「差異」に焦点をあてて、各号との関係を検討する必要がある

(4) 両判断の関係

- 第20条柱書：「適用」における差別を検討(米国・ガソリン精製基準事件)
- 同 各号：「措置」に内在する差別を検討(タイ・関税および税制措置事件)
- * タイ・関税および税制措置事件の事実関係
 - 付加価値税の免税物 ⇒ 記録文書の準備・提出義務免除
 - 国産タバコ(=免税物品) ⇒ 義務免除
 - 具体的な適用をまつまでもなく、明白な法律上の(*de jure*)差別

16

(5) 措置・適用(=各号・柱書)の区別の相対化

- EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会
 - GATT第20条「各号」および「柱書」の下で「措置」が検討されると判示
 - 各号で「原則(狩猟禁止)」と「例外(許可)」の総体と、政策目的の関連性を判断
cf. タイ・タバコ関税および税制措置事件：差別をもたらす「例外(税免除)」と
政策目的の関連性を判断
 - 明らかに「措置」自体に内在する差別(グリーンランド優遇策)を、適用を規律するはずの柱書に照らして検討、事実上の排他性が措置の「文言」に起因するものでも柱書で
- 各号と柱書の役割分担が相対化
「差別」は措置・適用のいずれに起因するかによらず「柱書」で検討

17

4.2 判例の展開が与える示唆

(1) EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会のアプローチ

- 各号の検討: 政策的意義(動物福祉確保への貢献)を積極的に評価
- 柱書の検討: 不合理な差別的性質を非難
- 非貿易的関心事項の観点から適正なメッセージを発することが可能 → 差別を各号で判断すれば、そこで検討が終わりになってしまう

(2) 措置と適用をめぐる近年の判断の「ゆらぎ」

- 事案毎に差別を柔軟に各号・柱書に割り振り適合性を検討し、規制裁量に配慮する上級委員会の姿勢を反映

18

5 TBT協定2.1条における無差別原則

5.1 適用の順序

- GATTとTBT協定の双方が適用される事案: 通常はTBT協定適合性を先に検討
- TBT協定の優先: 両者の規定に抵触が認められる場合のみ
- いずれか一方の適合性認定後の、訴訟経済による他方の適合性判断回避は許されない

19

5.2 GATTにおける無差別原則との異同

(1) GATTとTBT協定の違い

① 米国・丁字タバコ禁輸事件上級委員会

- TBT協定2.1条の「不利でない待遇」要件： GATT第3条第4項と明確に異なる解釈を採用、差別が専ら「正当な規制上の区別」に起因 ⇒ 仮に原産地別差別でもTBT協定2.1条上は許容される

② EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会

- GATT第1条第1項とTBT協定2.1条は、上記と同様の理由で異なると説示

20

(2) 両判断の一貫性

① 米国・丁字タバコ禁輸事件上級委員会

- TBT協定とGATTの類似性を指摘。両者の「一貫性および整合性のある」解釈を説く

TBT協定2.1条 ⇔ GATT第3条第4項

TBT協定前文第5節・第6節の関係 ⇔ GATT第3条・第20条の関係

② EC・アザラシ製品禁輸事件上級委員会

- 貿易障壁回避と加盟国規制権限のバランス： TBT協定とGATTでは「原則として」異なる

21

(3)しかし両規定に齟齬はない？

- TBT協定2.2条 : 例示列挙
- GATT第20条各号: 限定列挙

➤ TBT協定には適合、GATT第1条第1項・第3条第4項には不適合な措置

⇒ GATT第20条により正当化されない可能性あり

(上級委員会: 「原則として」両協定の齟齬を否定、あとは改正の問題)

22

6 加盟国の規制裁量に対する政策的示唆

6.1 総括と評価

(1) 産品の同種性(GATT第3条第2項第1文)

- 産品の競争関係と物理的特性の差異の関係を明確化
- 同種の産品の概念における物理的特性の重要を確認
- 「競争関係のある産品への第1文の規律の拡大／第2文上の加盟国の規制裁量の縮小」が示されたわけではない

(2) 待遇平等における原産地別差別

- 原産地別の差別に帰結しない規制上の差別は協定不適合とはしないとの判断が確立
- GATT第3条第4項: 従来判断を継承
- GATT第1条第1項: 従来判断の不統一を解消

23

(3) 待遇平等における正当な規制上の区別

① GATT第1条第1項・第3条第4項

- ・ 勸案することを明確に否定

② TBT協定2.1条

- ・ MFN・内国民待遇ともに、「不利でない待遇」要件の解釈に際し考慮される

(4) 正当化 (GATT第20条)

- ・ 措置と適用の定義／各号・柱書の適用範囲： 未だ不明確
- ・ 上級委員会： 上記の柔軟性を利用し、事実関係に照らして措置と適用の線引きを操作
- 結論的にはGATT第20条で正当化されなくとも、政策目的を少なくとも各号に位置付けられることが可能

24

(5) 総合的評価

- ・ 協定解釈が加盟国の規制裁量の拡大に向かう傾向を示唆
- ・ GATT第3条第4項での規制目的の勸案に否定的な一連の判断
=WTO協定の規範構造の限界に由来するもの
(TBT協定2.1条との差別化、GATT第20条の実効性確保の必要性)

25

6.2 具体的文脈における検討

(1) エコカー減税

- 減税対象の環境性能車と通常のガソリン車：競争関係あり
 - ✓ 物理的な差異(環境性能等)：あり
 - ✓ 外形・用途の差異：なし
- 物理的差異の斟酌：市場での競争関係次第で限定(フィリピン・蒸留酒税事件上級委)
 - 消費者の環境意識の高い国⇒ 物理的差異により競争関係が否定される可能性

(2) 炭素税

- 課税の有無・税額：炭素集約性(=非製品関連PPMs)により決定
 - 環境志向の強い市場⇒ 最終製品の物理的特性に影響しない非製品関連PPMsに競争関係が左右される可能性

26

(3) 木材利用ポイント事業

- 対象地域材を利用した住宅の建設にポイント付与
- ① GATT第1条第1項・第3条第4項
 - 原産地別に異なる制度設計として作用する蓋然性あり
- ② GATT第20条
 - 第20条各号：(b)(g)の適用+必要性・関連性を評価
 - 同 柱書：差別と政策目的と合理的な関係性を評価
- ③ TBT協定2.1条
 - 差別を政策目的に照らして評価

27

7 結びに代えて

- 無差別原則との関連で司法的判断のもつ意義
 - 現行協定の権利・義務のバランスを保ちつつ国家の規制裁量を担保できるか否かを左右
- ラミー (Pascal Lamy) 前WTO事務局長
 - WTOによるグローバル化の人間化 (“humanize”)
 - 市場開放から受益する能力の構築、利益分配およびコストへの対応を強調
(「ジェネーブ・コンセンサス」)
- ヒュデック (Robert E. Hudec)
 - 「目的・効果テスト (aim and effect test)」による加盟国の規制裁量への過度の干渉に警鐘

28

FIN.

ご静聴ありがとうございました。

29

